

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の育児休業等に関する規程

〔平成9年10月24日〕
規程第6号

改正 平成18年3月31日規程第3号
平成22年6月30日規程第2号
令和5年3月23日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条に定める職員の育児休業等に関し必要な事項については、伊那市職員の育児休業等に関する条例(平成18年伊那市条例第32号)の適用を受ける伊那市職員の例による。

附 則

この規程は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。